

平成25年度地域の寺子屋設置支援事業補助実施要領

1 目的

県民意識調査でも子育て世帯は地域の住民との交流が薄い状況が見られる中で、親子が地域住民や他の親子等と交流する場が求められている。

また、東日本大震災及び原子力災害により仮設住宅等における生活が長期に及ぶ可能性があり、避難されている多くの方が放射性物質に対する恐れや孤独感などたくさんの不安・ストレスをかかえている。

そこで、地域全体での子育て支援をさらに広めるとともに、仮設住宅等でのコミュニティ構築又は震災後の地域コミュニティ再生のため寺子屋事業に取り組む団体を募集し、補助を行う。

2 補助対象となる事業者

(1) NPO法人、社会福祉法人、子育てサークル、老人クラブ、地域の自治会など(以下、「団体」という。)

複数の団体と共同で応募することも可能とする。

(2) 次の要件をすべて満たすこと。

ア 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができる団体であること。法人格の有無は問わない。

イ 規約等を持ち、総会等で意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること

ウ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

エ 暴力団またはその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 企画提案の内容

(1) 募集する事業

子育て世帯の支援を目的に、仮設住宅等でのコミュニティ構築又は震災後の地域コミュニティの再生のために「地域の寺子屋」の推進に取り組んでいる団体(県外避難者の地域コミュニティ再生に取り組む団体を含む)から事業を募集する。

既存事業の負担を単に軽減するための事業は対象外とするが、平成24年度に本事業の補助を受けて、平成25年度において再度応募する事業についてはこの限りではない。

(事業例)

ア 地域の伝統文化・祭礼等の伝承

イ 季節の行事による交流

ウ 子どもとその親及び高齢者との世代間交流事業

エ ものづくり体験

オ 子育て世帯を含めた住民の集う場の設置

カ 仮設住宅等における上記の取組 など

(2) 経費

補助対象経費は、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、人件費等とし、原則として領収書等で支出を確認できるものとする。

なお、団体等の運営や維持のための経常的な経費(パソコン等の備品購入費等)や個人に対する金銭給付については、対象外とする

(3) 事業実施期間

交付決定の日から平成26年3月31日までとする。

4 補助金等

(1) 補助金額

1事業あたり20万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(2) 補助率

10/10とする。

(3) 補助事業の件数

予算の範囲内での採択件数とする。

5 応募受付

(1) 募集期間

平成25年7月1日(月)から平成25年7月29日(月)まで(郵送の場合は当日消印有効)

(2) 応募方法

所定の応募書類を、下記の応募先に郵送または持参により提出する。

(3) 応募書類（書類は返却しない。）

- ア 地域の寺子屋設置支援事業実施提案書（様式1） 1部
- イ 団体の概要（様式2） 1部
- ウ 定款または組織の運営に関する規則（会則等）の写し 1部
- エ 団体の日頃の活動状況が分かる資料 1部

(4) 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）
福島県保健福祉部子育て支援課
電話：024-521-7198

6 補助対象者の選定

(1) 選定方法

提出された応募書類に基づき、書面審査により選定する。

(2) 審査基準

- ア 運営管理面
実施体制、事業計画、経費見積りなどから、実現可能で安定的な事業展開ができるか。
- イ 事業内容面
 - ・目的を達するために必要な工夫やアイデアなどが盛り込まれているか。
 - ・地域のニーズに基づく活動であるか
 - ・コミュニティの形成、発展、再生へ及ぼす効果、影響がある事業か。

(3) 審査内容については、公表しない。

(4) 審査結果は、応募のあった全ての団体に通知する。

7 補助金の交付

県は、前条の審査により決定した事業実施主体に対し、福島県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

補助対象経費には、業務終了後の報告書の作成及び送付に係る経費も含まれる。

8 補助金の支払

補助金は、原則として事業が完了し、県が履行を確認したうえで支払う。ただし、業務の遂行上必要がある場合は、概算払いを行うことができる。

9 その他

(1) 応募に当たっての費用は、各応募団体の負担とする。

(2) 応募された提案に関して、著作権等の問題が生じた場合は、県は責任を負わない。

(3) 次の場合は失格とする。

- ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合
- イ 応募書類やその内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) この要領に定めのない事項が発生した場合は、県と応募団体とで協議して決めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月25日から施行する。
- 2 この要領は、平成25年6月25日から施行する。